平成２３年（フ）第９３号
三重県度会郡大紀町大内山891―３、住民票上の住所三重県度会郡大紀町崎642番地２
債務者　出口　　修
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月８日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１８９号
山口県下関市彦島塩浜町１丁目９番13号
債務者　平尾　健一
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三井　隆宏
4　破産債権の届出期間　平成24年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２１０号
千葉県山武市松尾町松尾24番地
債務者　石江美知子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　真希
4　破産債権の届出期間　平成23年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３９号
静岡県浜松市浜北区内野台４丁目26番13号
債務者　大石　正義
1　決定年月日時　平成23年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡島　順治
4　破産債権の届出期間　平成23年12月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
広島県三次市三良坂町三良坂883番地
債務者　佐々木勝商店こと　寺迫　昌則
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　破産債権の届出期間　平成23年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１２０５号
神戸市垂水区神陵台９丁目30番10号
債務者　ウツミ技研こと　内海　健一
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大削　武雄
4　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９７号
北海道上川郡和寒町字福原70番地
債務者　牧　　幸雄
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米田　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２４号
住民票上の住所兵庫県神戸市北区有野中町２丁目３番９―701号
債務者　大柿　喜信
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　和宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月26日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５８号
新潟県長岡市殿町３丁目１番地５
債務者　新保　　章
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片沼　貴志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７８５号
福岡県春日市大谷３丁目107番地７
債務者　前田　重行
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三隅　珠代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１５８４号
京都市西京区上桂御正町５番地の15
債務者　守友　洋右
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊福　誠二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田940番地53
債務者　大塚　博己
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅藤　浩三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８１号
山形市下条町２丁目６番36号　アルビック下条201号、前住所山形市深町１丁目４番20―116号　サンライズコーポ１号
債務者　橋本亜佑美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９０号
山形市上町３丁目16番８号、前住所山形市小白川町１丁目７番34号
債務者　佐藤いちこ
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
山形県東根市神町南１丁目１番39号
債務者　中鉢　久子
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９６号
山形市円応寺町13番39号　パールハイツ102号
債務者　月田　定雄
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所民事部